

次期一般選挙に向けた定数及び
選挙区等に係る検討結果報告書

平成29年3月15日

山形県議会定数等検討委員会

I 審査経過

山形県議会定数等検討委員会は、次期一般選挙（平成 31 年 4 月）に係る山形県議会議員の定数及び選挙区等について調査検討を行うための特別委員会として、平成 27 年 9 月 30 日、委員 8 名をもって設置され、以来、16 回にわたり委員会を開催し慎重に審査を行ってきた。

審査にあたっては、都道府県議会議員の定数及び選挙区等に関する法制度、平成 27 年国勢調査の概要等について執行部の出席を求め説明を聴取するとともに、山形大学の北川忠明教授を参考人として招聘し、本県議会議員選挙の選挙区のあり方等について意見を聴取した。

また、これまでの本県議会における議員定数や選挙区等に関する検討経過を整理し、基本的原則を確認したうえで、他都道府県議会の議員定数及び選挙区等の状況、県内人口の推移、議員一人当たりの人口の推移などについて調査検討を行い、委員会の意見をとりまとめた。

Ⅱ 基本的原則

公職選挙法の改正、これまでの本県議会における定数等検討委員会の検討経過を踏まえ、次の基本的原則を確認したうえで、次期一般選挙に向けた議員定数及び選挙区等について検討を行った。

- 1 議員一人当たり人口の格差は2倍以内とする。
- 2 県内人口が減少している中、総定数は増やさない。
- 3 「飛び地選挙区」は解消する。
- 4 配当基数が1を下回る場合は、合区を検討する。
- 5 少数選挙区（1人区）は、極力設けないよう努める。

Ⅲ 結論

1 議員総定数

◎現行の議員総定数 44 人から 1 人減じ、43 人とする。

【理由】

○平成 27 年国勢調査の結果、本県の人口は、前回の調査から 45,033 人減少し、また、議員総定数を現行の 44 人に定めた際（平成 17 年国勢調査）から 92,290 人減少しており、議員総定数を見直す必要がある。

- ・ 地方自治法の改正により、議会の裁量で議員総定数を定めることができるようになった平成 15 年 4 月の一般選挙以降、本県議会は、県内人口の減少等を背景に、県議会が自ら取り組む改革の一つとして、議員総定数を段階的に削減してきた。
- ・ 議員総定数を 43 人とした場合、本県の定数削減率（旧地方自治法第 90 条の規定に基づき定められていた議員総定数の上限数からの削減率）は、北海道・東北各県議会の中で秋田県と並び最大となる。

《参考》旧地方自治法第 90 条

都道府県の人口規模に応じて都道府県議会議員の議員総定数を定める規定。平成 11 年に議員総定数の上限を定める規定に改められ、平成 23 年に当該規定は廃止された。現在、議員総定数は各都道府県議会の裁量で定めることができる。

《参考》本県議会議員定数の推移

選挙年	平成11年4月	平成15年4月	平成19年4月	平成23年4月	平成27年4月	次期選挙
議員定数(人)	49	46	44	44	44	43
基準国勢調査	平成7年10月	平成12年10月	平成17年10月	平成17年10月	平成22年10月	平成27年10月
県内人口(人)	1,256,958	1,244,147	1,216,181	1,216,181	1,168,924	1,123,891
議員一人当たりの人口	25,652	27,047	27,640	27,640	26,566	26,137

《参考》北海道・東北各県議会との比較

	北海道	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	福島県	山形県	
							現行	次期選挙
平成11年4月定数(人)	113	52	51	49	64	62	49	
現行定数(人)	101	48	48	43	59	58	44	43
削減数(人)	▲12	▲4	▲3	▲6	▲5	▲4	▲5	▲6
削減率(%)	▲10.6	▲7.7	▲5.9	▲12.2	▲7.8	▲6.5	▲10.2	▲12.2
順位	2	5	7	1	4	6	3	1

2 選挙区

◎「飛び地選挙区」を解消することとし、寒河江市選挙区と西村山郡選挙区及び長井市選挙区と西置賜郡選挙区をそれぞれ合区し、現行の 19 選挙区を 17 選挙区とする。

【理由】

○公職選挙法第 15 条の規定の改正により、原則として「飛び地選挙区」は、設定できなくなった。

○公職選挙法第 15 条第 7 項の規定に定める行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区等の事情を総合的に勘案した場合、寒河江市選挙区と西村山郡選挙区及び長井市選挙区と西置賜郡選挙区を、それぞれ合区することが適当である。

- ・公職選挙法第 15 条の規定の改正により、これまで、郡市を単位としていた県議会議員の選挙区は、一定の要件の下で市町村を単位とし、かつ、選挙区内の市町村は、隣接して設定することが求められ、原則として、いわゆる「飛び地選挙区」は設定できなくなった。
- ・現在、「飛び地選挙区」となっている 2 つの選挙区について、公職選挙法第 15 条第 7 項の規定に定められている行政区画や衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区等を考慮し、隣接選挙区

との一体性をみた場合、西村山郡選挙区については寒河江市選挙区と、西置賜郡選挙区については長井市選挙区との関連性が強く、これらの選挙区を合区し、それぞれ一つの選挙区とすることが適当である。

- ・少数選挙区（1人区及び2人区）は、県民の多様な意見の反映などの観点から課題があることが前回の検討委員会で指摘されており、さらに、参考人からは、少数選挙区は極力減らす方向で検討すべきとの意見があった。
- ・「飛び地選挙区」を解消する合区を行うことにより、少数選挙区は15から12に減少する。

《参考》公職選挙法第15条第7項

選挙区を設定する場合の基準規定。選挙区を設定する場合は、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないとされている。

《参考》少数選挙区の状況

	現行	飛び地解消後	減少数
1人区	8	6	▲2
2人区	7	6	▲1
合計	15	12	▲3

[飛び地解消後の少数選挙区]

1人区；上山市、村山市、尾花沢市・北村山郡、南陽市、東村山郡、東田川郡の6選挙区

2人区；新庄市、長井市・西置賜郡、天童市、東根市、最上郡、東置賜郡の6選挙区

3 選挙区別定数

◎新たに設定する寒河江市・西村山郡選挙区の定数は3人、長井市・西置賜郡選挙区の定数は2人とする。

◎山形市選挙区の定数は、人口比例配分すると1人増加することになるが、公職選挙法第15条第8項ただし書きの規定を適用し、当該増加する分を、今回は、配当基数の小数点以下の端数繰り上がり順序が次点の選挙区(新庄市)に配分する。

【理由】

○県民意思の反映や選挙時における平等性を確保するため、また、少数選挙区(1人区)は、極力設けないように努めることとした基本的原則に鑑み、公職選挙法第15条第8項ただし書きの規定を適用し、議員一人当たりの一票の格差を縮小させることが適当である。

- ・上記1、2の議員総定数及び選挙区に基づき、各選挙区ごとの人口比例で定数を配分すると、新たに設定する寒河江市・西村山郡選挙区の定数は3人(配当基数 3.116)、長井市・西置賜郡選挙区の定数は2人(配当基数 2.185)となる。
- ・仮に寒河江市・西村山郡選挙区(人口; 81,435人)を定数4人とした場合、米沢市選挙区(定数3人、人口; 85,953人)との

間で逆転現象が生じる。

- ・山形市選挙区の人口は、前回の国勢調査から 412 人、平成 17 年国勢調査から 2,180 人減少している。
- ・人口比例で配分した場合、議員一人当たりの一票の格差は 1.862 倍となり、平成 15 年 4 月一般選挙以降、最大の格差となる。
- ・公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書きの規定を適用し、選挙区間の定数を調整することにより、議員一人当たりの一票の格差は 1.750 倍に縮小する。

《参考》公職選挙法第 15 条第 8 項

各選挙区の定数は各選挙区の人口に比例して定数を配分する旨規定しており、同項ただし書きの規定において、特別の事情がある場合は、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるとされている。

《参考》一票の格差の推移

選挙年月	平成 15 年 4 月	平成 19 年 4 月	平成 23 年 4 月	平成 27 年 4 月 (調整前後)	次期選挙 (調整前後)
一票の 格差	1.819 倍	1.769 倍	1.769 倍	1.835 倍 ⇒1.742 倍	1.862 倍 ⇒1.750 倍

※ 平成 27 年 4 月一般選挙の際は、本県を含む全国 27 都道府県において、公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書きの規定を適用し、選挙区間で定数を調整している。

《参考》配当基数

各選挙区内の人口を議員一人当たりの人口（県内人口÷議員総定数）で除したもので、各選挙区の定数の基礎となる数。配当基数が 1 を下回ると、一定条件のもと合区することが可能となる。

〔配当基数 1 未満の選挙区と配当基数〕

村山市 (0.944)、尾花沢市・北村山郡 (0.930)、東村山郡 (0.985) の 3 選挙区

IV 次期定数等検討委員会への申し送り事項

次々期（平成 35 年 4 月）一般選挙に向けた定数等の検討に当たっては、下記の事項について留意することを望む。

1 基本的原則の継続

- ・今回、これまでの本県議会における定数や選挙区の検討経過等を整理し、基本的原則を確認した。次々期検討においても、これらの原則を踏まえて検討することを望む。
- ・なお、現行選挙区を維持することを前提に試算した場合、配当基数 1 未満のいわゆる「任意合区」の対象となる選挙区（村山市、尾花沢市・北村山郡、東村山郡）が新たに発生することから、これらの選挙区については、今後の県内人口の推移等を勘案しながら、合区について検討する必要がある。

2 増員選挙区のあり方

- ・人口比例配分した場合に、相対的に増員となる選挙区への定数配分のあり方を検討する必要がある。

3 議員総定数のあり方

- ・ 本県人口が更に減少することが見込まれる中で、県民を代表し、議会が担う役割を十分に発揮できるような議員総定数のあり方を検討する必要がある。

< 資 料 編 >

- 資料 1 定数等検討委員会の審査経過
- 資料 2 都道府県議会議員の定数及び選挙区に関する法規定
- 資料 3 山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例
- 資料 4 山形県議会議員選挙区図
- 資料 5 平成 27 年国勢調査における本県人口（市町村別）
- 資料 6 県内人口の推移（選挙区別）
- 資料 7 選挙区別定数の推移及び選挙区の状況
- 資料 8 平成 27 年 4 月一般選挙における無投票選挙区の状況
- 資料 9 議員一人当たり人口の推移
北海道・東北各県議会の定数削減状況（平成 11 年基準）
- 資料 10 参考人の主な意見
- 資料 11 選挙区別定数試算表
- 資料 12 山形県議会定数等検討委員会委員名簿

定数等検討委員会の審査経過

回数	開催年月日	主な検討事項
1	平成 27 年 9 月 30 日	・ 正副委員長の互選
2	平成 27 年 12 月 16 日	・ 委員会の運営について ・ 都道府県議会議員定数に関する法律等について ・ 前回の定数等検討委員会の検討結果及び考え方等について等
3	平成 28 年 3 月 4 日	・ 地方自治法及び公職選挙法における規定について ・ 平成 27 年国勢調査速報について 等
4	平成 28 年 5 月 30 日	・ 本県議会における議員定数等検討の基本的な考え方について ・ 参考人からの意見聴取について 等
5	平成 28 年 6 月 16 日	・ 無投票選挙区の解消に向けた方策について ・ 今後の山形県議会議員選挙における選挙区のあり方について
6	平成 28 年 8 月 19 日	・ 飛び地の解消等について ・ 選挙区の現状と試算について 等
7	平成 28 年 9 月 20 日	・ 参考人からの意見聴取
8	平成 28 年 10 月 14 日	・ 選挙区・総定数に関する試算
9	平成 28 年 12 月 14 日	・ 平成 27 年国勢調査の確定値について(報告) ・ 国勢調査確定値に伴う配当基数試算値の変更について 等
10	平成 28 年 12 月 20 日	・ 飛び地解消の検討について 等
11	平成 29 年 2 月 1 日	・ 次期一般選挙における選挙区について 等
12	平成 29 年 2 月 15 日	・ 今回の定数検討における基本原則について 等
13	平成 29 年 2 月 23 日	・ 今回の定数検討における基本原則について 等
14	平成 29 年 2 月 27 日	・ 前回の定数等検討委員会における決定事項について ・ 次期定数等検討委員会への申し送り事項について
15	平成 29 年 3 月 3 日	・ 次期一般選挙に向けた定数及び選挙区等に係る検討結果報告書(案)について 等
16	平成 29 年 3 月 15 日	・ 次期一般選挙に向けた定数及び選挙区等に係る検討結果報告書の決定について 等

都道府県議会議員の定数及び選挙区に関する法規定

【改正地方自治法 平成 23 年 8 月 1 日施行】

第 90 条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

- 2 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。以下 [略]

【改正公職選挙法 平成 27 年 3 月 1 日施行】

(選挙の単位)

第 12 条 [略]

2 [略]

3 都道府県知事及び市町村長は、当該地方公共団体の区域において、選挙する。

4 [略]

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第 15 条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。

3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。

4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。

5 一の市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区。以下この項において同じ。）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。

7 第一項から第四項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9~10 [略]

山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において
選挙すべき議員の数に関する条例

平成 14 年 3 月 22 日 条例第 7 号 制定
 平成 17 年 7 月 8 日 条例第 67 号 改正
 平成 18 年 3 月 22 日 条例第 7 号 改正
 平成 23 年 3 月 22 日 条例第 6 号 改正

(議員の定数)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 90 条第 1 項の規定に基づく山形県議会の議員の定数は、44 人とする。

(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)

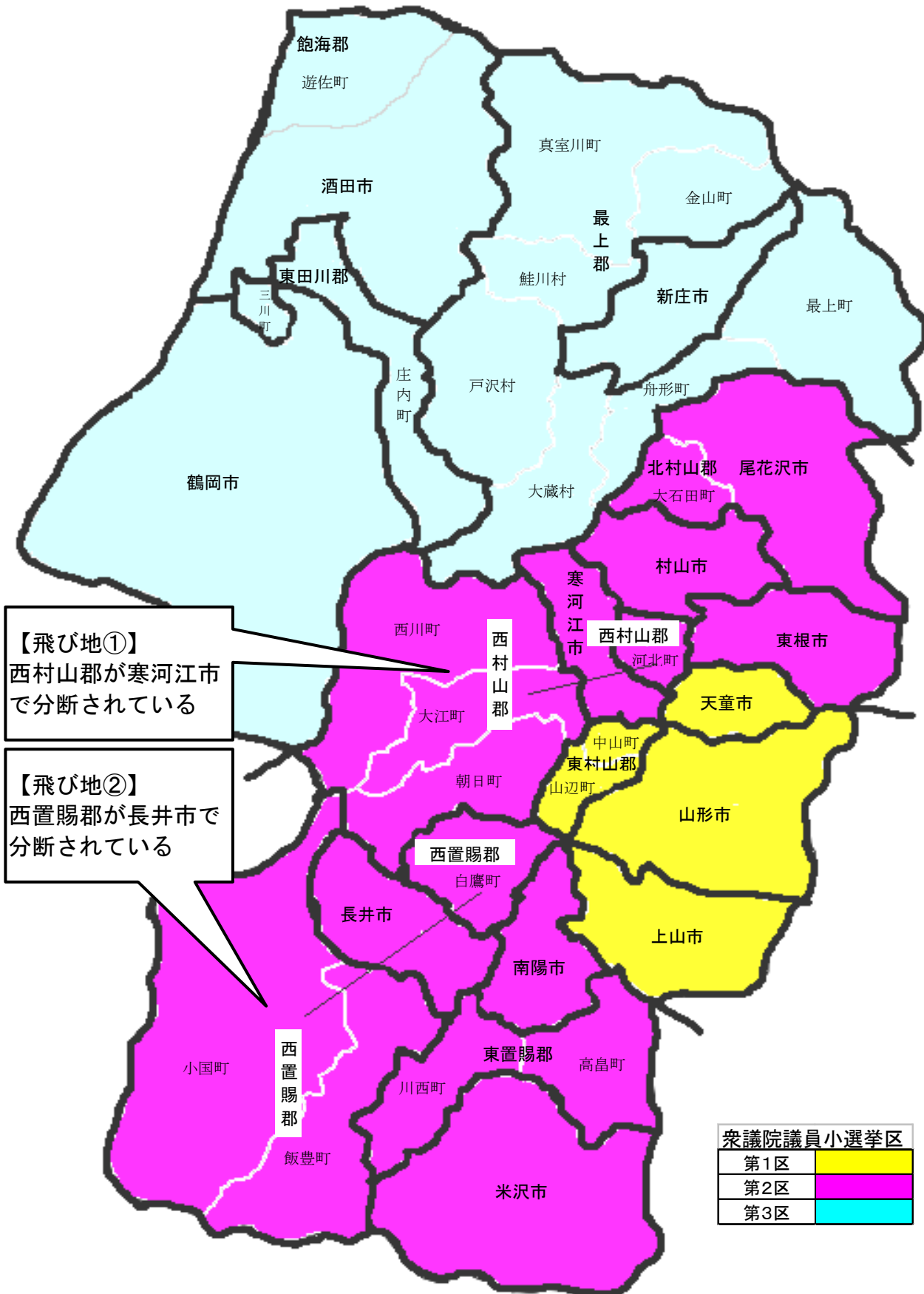
第 2 条 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく山形県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

選挙区	議員数
山形市	9 人
米沢市	3 人
鶴岡市	5 人
酒田市・飽海郡	5 人
新庄市	2 人
寒河江市	2 人
上山市	1 人
村山市	1 人
長井市	1 人
天童市	2 人
東根市	2 人
尾花沢市・北村山郡	1 人
南陽市	1 人
東村山郡	1 人
西村山郡	2 人
最上郡	2 人
東置賜郡	2 人
西置賜郡	1 人
東田川郡	1 人

附則 一省略一

【山形県議会議員選挙区図】

資料 4



【飛び地①】
西村山郡が寒河江市
で分断されている

【飛び地②】
西置賜郡が長井市で
分断されている

平成27年国勢調査における本県人口（市町村別）

	人 口						世 帯 数				一般世帯の 1世帯当たり人員	
	平成27年			平成22年 総 数	平成22年との比較		平成27年 総 数	平成22年 総 数	平成22年との比較		平成27 年	平成22 年
	総 数	男	女		増減数	増減率			増減数	増減率		
総 数	1,123,891	540,226	583,665	1,168,924	△ 45,033	△ 3.9	393,396	388,608	4,788	1.2	2.78	2.94
市 部	897,041	430,863	466,178	924,003	△ 26,962	△ 2.9	324,237	318,315	5,922	1.9	2.70	2.84
郡 部	226,850	109,363	117,487	244,921	△ 18,071	△ 7.4	69,159	70,293	△ 1,134	△ 1.6	3.20	3.41
村山地域	551,524	265,891	285,633	563,473	△ 11,949	△ 2.1	196,340	190,681	5,659	3.0	2.74	2.89
最上地域	77,895	37,230	40,665	84,319	△ 6,424	△ 7.6	24,998	25,526	△ 528	△ 2.1	3.03	3.23
置賜地域	214,975	104,391	110,584	226,989	△ 12,014	△ 5.3	74,030	74,536	△ 506	△ 0.7	2.83	2.98
庄内地域	279,497	132,714	146,783	294,143	△ 14,646	△ 5.0	98,028	97,865	163	0.2	2.78	2.94
山形市	253,832	121,575	132,257	254,244	△ 412	△ 0.2	100,303	96,560	3,743	3.9	2.46	2.58
米沢市	85,953	42,100	43,853	89,401	△ 3,448	△ 3.9	32,997	33,013	△ 16	△ 0.0	2.54	2.64
鶴岡市	129,652	61,761	67,891	136,623	△ 6,971	△ 5.1	45,339	45,514	△ 175	△ 0.4	2.79	2.94
酒田市	106,244	50,293	55,951	111,151	△ 4,907	△ 4.4	39,320	38,955	365	0.9	2.64	2.80
新庄市	36,894	17,535	19,359	38,850	△ 1,956	△ 5.0	12,961	12,980	△ 19	△ 0.1	2.77	2.93
寒河江市	41,256	19,951	21,305	42,373	△ 1,117	△ 2.6	13,086	12,717	369	2.9	3.10	3.29
上山市	31,569	14,951	16,618	33,836	△ 2,267	△ 6.7	10,694	10,751	△ 57	△ 0.5	2.86	3.06
村山市	24,684	11,845	12,839	26,811	△ 2,127	△ 7.9	7,713	7,865	△ 152	△ 1.9	3.15	3.37
長井市	27,757	13,360	14,397	29,473	△ 1,716	△ 5.8	9,109	9,269	△ 160	△ 1.7	2.94	3.09
天童市	62,194	30,197	31,997	62,214	△ 20	0.0	21,428	20,404	1,024	5.0	2.85	3.01
東根市	47,768	23,696	24,072	46,414	1,354	2.9	15,473	14,388	1,085	7.5	2.97	3.12
尾花沢市	16,953	8,178	8,775	18,955	△ 2,002	△ 10.6	5,109	5,332	△ 223	△ 4.2	3.21	3.46
南陽市	32,285	15,421	16,864	33,658	△ 1,373	△ 4.1	10,705	10,567	138	1.3	2.95	3.11
東村山郡	25,732	12,371	13,361	27,154	△ 1,422	△ 5.2	7,867	7,842	25	0.3	3.21	3.41
山辺町	14,369	6,877	7,492	15,139	△ 770	△ 5.1	4,440	4,419	21	0.5	3.16	3.35
中山町	11,363	5,494	5,869	12,015	△ 652	△ 5.4	3,427	3,423	4	0.1	3.28	3.48
西村山郡	40,179	19,517	20,662	43,312	△ 3,133	△ 7.2	12,524	12,595	△ 71	△ 0.6	3.12	3.36
河北町	18,952	9,152	9,800	19,959	△ 1,007	△ 5.0	5,865	5,740	125	2.2	3.15	3.40
西川町	5,636	2,688	2,948	6,270	△ 634	△ 10.1	1,785	1,853	△ 68	△ 3.7	3.11	3.34
朝日町	7,119	3,504	3,615	7,856	△ 737	△ 9.4	2,242	2,311	△ 69	△ 3.0	3.09	3.33
大江町	8,472	4,173	4,299	9,227	△ 755	△ 8.2	2,632	2,691	△ 59	△ 2.2	3.11	3.32
北村山郡	7,357	3,610	3,747	8,160	△ 803	△ 9.8	2,143	2,227	△ 84	△ 3.8	3.35	3.59
大石田町	7,357	3,610	3,747	8,160	△ 803	△ 9.8	2,143	2,227	△ 84	△ 3.8	3.35	3.59
最上郡	41,001	19,695	21,306	45,469	△ 4,468	△ 9.8	12,037	12,546	△ 509	△ 4.1	3.30	3.55
金山町	5,829	2,820	3,009	6,365	△ 536	△ 8.4	1,643	1,703	△ 60	△ 3.5	3.51	3.70
最上町	8,902	4,299	4,603	9,847	△ 945	△ 9.6	2,665	2,764	△ 99	△ 3.6	3.25	3.48
舟形町	5,631	2,728	2,903	6,164	△ 533	△ 8.6	1,621	1,652	△ 31	△ 1.9	3.30	3.56
真室川町	8,137	3,821	4,316	9,165	△ 1,028	△ 11.2	2,478	2,631	△ 153	△ 5.8	3.16	3.41
大蔵村	3,412	1,663	1,749	3,762	△ 350	△ 9.3	1,016	1,045	△ 29	△ 2.8	3.30	3.53
鮭川村	4,317	2,085	2,232	4,862	△ 545	△ 11.2	1,224	1,300	△ 76	△ 5.8	3.45	3.75
戸沢村	4,773	2,279	2,494	5,304	△ 531	△ 10.0	1,390	1,451	△ 61	△ 4.2	3.31	3.57
東置賜郡	39,633	19,194	20,439	42,338	△ 2,705	△ 6.4	11,771	11,951	△ 180	△ 1.5	3.28	3.46
高畠町	23,882	11,548	12,334	25,025	△ 1,143	△ 4.6	7,218	7,241	△ 23	△ 0.3	3.26	3.42
川西町	15,751	7,646	8,105	17,313	△ 1,562	△ 9.0	4,553	4,710	△ 157	△ 3.3	3.32	3.53
西置賜郡	29,347	14,316	15,031	32,119	△ 2,772	△ 8.6	9,448	9,736	△ 288	△ 3.0	3.04	3.24
小国町	7,868	3,863	4,005	8,862	△ 994	△ 11.2	2,845	3,036	△ 191	△ 6.3	2.68	2.85
白鷹町	14,175	6,926	7,249	15,314	△ 1,139	△ 7.4	4,405	4,465	△ 60	△ 1.3	3.16	3.38
飯豊町	7,304	3,527	3,777	7,943	△ 639	△ 8.0	2,198	2,235	△ 37	△ 1.7	3.24	3.50
東田川郡	29,394	13,970	15,424	30,889	△ 1,495	△ 4.8	8,860	8,788	72	0.8	3.22	3.43
三川町	7,728	3,715	4,013	7,731	△ 3	0.0	2,223	2,140	83	3.9	3.29	3.46
庄内町	21,666	10,255	11,411	23,158	△ 1,492	△ 6.4	6,637	6,648	△ 11	△ 0.2	3.20	3.42
飽海郡	14,207	6,690	7,517	15,480	△ 1,273	△ 8.2	4,509	4,608	△ 99	△ 2.1	3.05	3.27
遊佐町	14,207	6,690	7,517	15,480	△ 1,273	△ 8.2	4,509	4,608	△ 99	△ 2.1	3.05	3.27

出典：平成27年国勢調査人口等基本集計結果（山形県企画振興部）

県内人口の推移（選挙区別）

(人)

選挙区\国勢調査	平成7年10月	平成12年10月	平成17年10月	平成22年10月	平成27年10月	平成17年10月と 平成27年10月の 比較	平成22年10月と 平成27年10月の 比較
山形市	254,488	255,369	256,012	254,244	253,832	▲ 2,180	▲ 412
米沢市	95,592	95,396	93,178	89,401	85,953	▲ 7,225	▲ 3,448
鶴岡市(西田川郡※1)	112,056	111,236	142,384	136,623	129,652	▲ 12,732	▲ 6,971
酒田市・飽海郡※2	101,230	101,311	134,429	126,631	120,451	▲ 13,978	▲ 6,180
飽海郡※3	40,201	38,340					
新庄市	42,896	42,151	40,717	38,850	36,894	▲ 3,823	▲ 1,956
寒河江市	42,805	43,379	43,625	42,373	41,256	▲ 2,369	▲ 1,117
上山市	38,047	36,886	36,013	33,836	31,569	▲ 4,444	▲ 2,267
村山市	30,506	29,586	28,192	26,811	24,684	▲ 3,508	▲ 2,127
長井市	32,727	31,987	30,929	29,473	27,757	▲ 3,172	▲ 1,716
天童市	60,626	63,231	63,864	62,214	62,194	▲ 1,670	▲ 20
東根市	43,208	44,800	45,834	46,414	47,768	1,934	1,354
尾花沢市・北村山郡	33,076	31,410	29,519	27,115	24,310	▲ 5,209	▲ 2,805
南陽市	36,810	36,191	35,190	33,658	32,285	▲ 2,905	▲ 1,373
東村山郡	27,747	28,085	27,938	27,154	25,732	▲ 2,206	▲ 1,422
西村山郡	50,494	48,742	46,163	43,312	40,179	▲ 5,984	▲ 3,133
最上郡	56,870	53,259	50,023	45,469	41,001	▲ 9,022	▲ 4,468
東置賜郡	47,728	46,495	44,795	42,338	39,633	▲ 5,162	▲ 2,705
西置賜郡	37,959	36,615	34,696	32,119	29,347	▲ 5,349	▲ 2,772
東田川郡※4	71,892	69,678	32,680	30,889	29,394	▲ 3,286	▲ 1,495
合計	1,256,958	1,244,147	1,216,181	1,168,924	1,123,891	▲ 92,290	▲ 45,033

※1 西田川郡とは、鶴岡市と合併前の旧西田川郡温海町。合併前まで鶴岡市・西田川郡選挙区であった。

※2 平成19年1月に酒田市と飽海郡遊佐町を公職選挙法第15条第3項の規定による任意合区。

※3 この場合の飽海郡とは、現飽海郡遊佐町及び合併前の旧飽海郡八幡町、松山町、平田町。

旧飽海郡八幡町、松山町、平田町は、平成17年11月に酒田市と合併しているが、現選挙区での人口を比較するために、平成17年10月の旧飽海郡八幡町、松山町、平田町の人口を酒田市・飽海郡の欄に合算して計上している。

※4 平成17年10月以降は三川町と庄内町の人口。

選挙区別定数の推移及び選挙区の状況

【選挙区別定数の推移】

(人)

選挙区\選挙年月	平成11年4月	平成15年4月	平成19年4月	平成23年4月	平成27年4月
山形市	9	9	9	9	9
米沢市	4	4	<u>3</u>	3	3
鶴岡市（西田川郡）	4	4	<u>5</u>	5	5
酒田市（飽海郡）	4	4	5	5	5
飽海郡	2	<u>1</u>			
新庄市	2	2	2	2	2
寒河江市	2	2	2	2	2
上山市	1	1	1	1	1
村山市	1	1	1	1	1
長井市	1	1	1	1	1
天童市	2	2	2	2	2
東根市	2	2	2	2	2
尾花沢市・北村山郡	1	1	1	1	1
南陽市	1	1	1	1	1
東村山郡	1	1	1	1	1
西村山郡	2	2	2	2	2
最上郡	3	<u>2</u>	2	2	2
東置賜郡	2	2	2	2	2
西置賜郡	2	<u>1</u>	1	1	1
東田川郡	3	3	<u>1</u>	1	1
合計	49	<u>46</u>	<u>44</u>	44	44

【選挙区の状況（平成27年4月一般選挙時）】

	1人区	2人区	3人区	4人区	5人区	6人区	7人区	8人区	9人区
数 (a)	8	7	1	0	2	0	0	0	1
割合 (a/19)	42.1	36.8	5.3	0.0	10.5	0.0	0.0	0.0	5.3

平成27年4月一般選挙における無投票選挙区の状況

1 総括

	選挙区			定数			人口		
	無投票	総数	比率	無投票	総数	比率	無投票	総数	比率
北海道	19	47	40.43	28	101	27.72	1,385,220	5,506,419	25.16
青森	5	16	31.25	5	48	10.42	144,627	1,373,339	10.53
秋田	5	14	35.71	7	43	16.28	185,769	1,085,997	17.11
山形	11	19	57.89	20	44	45.45	504,185	1,168,924	43.13
神奈川	11	49	22.45	19	105	18.10	1,666,148	9,048,331	18.41
千葉	18	46	39.13	24	95	25.26	1,255,501	6,216,289	20.20
茨城	13	36	36.11	20	63	31.75	886,073	2,969,770	29.84
栃木	5	16	31.25	8	50	16.00	335,479	2,007,683	16.71
埼玉	9	52	17.31	11	93	11.83	800,494	7,194,556	11.13
群馬	7	18	38.89	9	50	18.00	326,042	2,008,068	16.24
山梨	6	17	35.29	11	38	28.95	224,559	863,075	26.02
長野	10	26	38.46	15	58	25.86	530,644	2,152,449	24.65
新潟	12	27	44.44	16	53	30.19	669,626	2,374,450	28.20
愛知	20	55	36.36	30	102	29.41	2,099,831	7,410,719	28.34
三重	8	17	47.06	15	51	29.41	419,569	1,854,724	22.62
静岡	9	33	27.27	14	69	20.29	714,578	3,765,007	18.98
岐阜	12	27	44.44	15	46	32.61	677,175	2,080,773	32.54
富山	5	13	38.46	9	40	22.50	233,558	1,093,247	21.36
石川	8	15	53.33	11	43	25.58	296,937	1,169,788	25.38
福井	5	12	41.67	11	37	29.73	234,139	806,314	29.04
京都	1	25	4.00	1	60	1.67	50,946	2,636,092	1.93
大阪	0	53	0.00	0	88	0.00	0	8,865,245	0.00
兵庫	17	40	42.50	18	87	20.69	1,064,707	5,588,133	19.05
奈良	3	16	18.75	4	44	9.09	112,136	1,400,728	8.01
和歌山	7	14	50.00	12	42	28.57	283,897	1,002,198	28.33
滋賀	5	13	38.46	12	44	27.27	382,187	1,410,777	27.09
広島	12	23	52.17	22	64	34.38	946,054	2,860,750	33.07
岡山	6	19	31.58	9	55	16.36	271,081	1,945,276	13.94
鳥取	3	9	33.33	5	35	14.29	82,963	588,667	14.09
島根	3	12	25.00	5	37	13.51	97,379	717,397	13.57
山口	0	15	0.00	0	47	0.00	0	1,451,338	0.00
香川	7	13	53.85	27	41	65.85	667,171	995,842	67.00
徳島	7	14	50.00	14	39	35.90	249,177	785,491	31.72
高知	3	16	18.75	3	37	8.11	65,288	764,456	8.54
愛媛	3	13	23.08	4	47	8.51	142,535	1,431,493	9.96
福岡	16	45	35.56	20	86	23.26	1,053,384	5,071,968	20.77
大分	7	16	43.75	12	43	27.91	275,315	1,196,529	23.01
佐賀	6	13	46.15	13	38	34.21	280,916	849,788	33.06
長崎	7	16	43.75	8	46	17.39	241,036	1,426,779	16.89
宮崎	10	14	71.43	17	39	43.59	461,824	1,135,233	40.68
熊本	7	21	33.33	10	48	20.83	328,778	1,817,426	18.09
鹿児島	6	21	28.57	7	51	13.73	271,051	1,706,242	15.89
統一選	321	960	33.44	501	2,284	21.94	20,031,906	104,828,000	19.11
合計	334	996	33.53	521	2,347	22.20	20,917,979	107,797,770	19.40

1 本表は、平成27年4月統一地方選挙における道府県議会議員選挙及び平成26年12月執行の茨城県議会議員選挙について取りまとめたものであり、岩手県、宮城県、福島県、東京都及び沖縄県議会議員選挙は除いている。

2 表中の「統一選」は、茨城県を除いている。

2 無投票選挙区数

	1人区	2人区	3人区	4人区	5人区	15人区	合計
北海道	11	7	1				19
青森	5						5
秋田	4		1				5
山形	5	5			1		11
神奈川	4	6	1				11
千葉	12	6					18
茨城	9	3			1		13
栃木	3	1	1				5
埼玉	7	2					9
群馬	5	2					7
山梨	2	3	1				6
長野	7	2		1			10
新潟	8	4					12
愛知	13	6			1		20
三重	1	7					8
静岡	4	5					9
岐阜	10	1	1				12
富山	1	4					5
石川	5	3					8
福井	2	1	1	1			5
京都	1						1
大阪							0
兵庫	16	1					17
奈良	2	1					3
和歌山	4	1	2				7
滋賀		3	2				5
広島	6	2	4				12
岡山	3	3					6
鳥取	2		1				3
島根	2		1				3
山口							0
香川	2	2	2			1	7
徳島	2	3	2				7
高知	3						3
愛媛	2	1					3
福岡	12	4					16
大分	4	1	2				7
佐賀	1	3	2				6
長崎	6	1					7
宮崎	6	3			1		10
熊本	4	3					7
鹿児島	5	1					6
統一選	192	98	25	2	3	1	321
合計	201	101	25	2	4	1	334

- 1 本表は、平成27年4月統一地方選挙における道府県議会議員選挙及び平成26年12月執行の茨城県議会議員選挙について取りまとめたものであり、岩手県、宮城県、福島県、東京都及び沖縄県議会議員選挙は除いている。
- 2 表中の「統一選」は、茨城県を除いている。

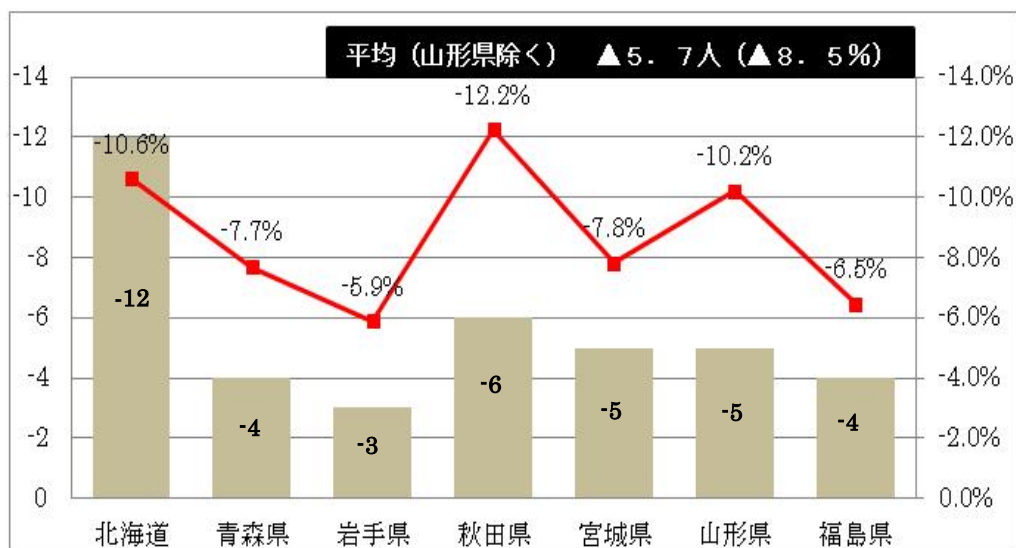
議員一人当たり人口の推移

(人)

選挙区\選挙年月	H15.4	H19.4	H23.4※	H27.4
山形市	28,374	28,446	28,446	28,249
米沢市	23,849	31,059	31,059	29,800
鶴岡市(西田川郡)	27,809	28,477	28,477	27,325
酒田市(飽海郡)	25,328	26,886	26,886	25,326
飽海郡	38,340			
新庄市	21,076	20,359	20,359	19,425
寒河江市	21,690	21,813	21,813	21,187
上山市	36,886	36,013	36,013	33,836
村山市	29,586	28,192	28,192	26,811
長井市	31,987	30,929	30,929	29,473
天童市	31,616	31,932	31,932	31,107
東根市	22,400	22,917	22,917	23,207
尾花沢市・北村山郡	31,410	29,519	29,519	27,115
南陽市	36,191	35,190	35,190	33,658
東村山郡	28,085	27,938	27,938	27,154
西村山郡	24,371	23,082	23,082	21,656
最上郡	26,630	25,012	25,012	22,735
東置賜郡	23,248	22,398	22,398	21,169
西置賜郡	36,615	34,696	34,696	32,119
東田川郡	23,226	32,680	32,680	30,889
県平均	27,047	27,640	27,640	26,566

※平成23年4月選挙は、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成22年法律第68号)」により、選挙すべき定数並びに選挙区及び選挙区別定数は、平成17年の国勢調査の結果による人口とされた。

北海道・東北各県議会の定数削減状況(平成11年基準)



参考人の主な意見

(意見聴取日；平成 28 年 9 月 20 日)

1 参考人

山形大学 人文学部 教授 北川 忠明 氏

2 意見内容

(1) 選挙区について

- ・原則として飛び地は好ましくなく、無投票区になっているケースが多いことから、飛び地をなくす方向で、一体感を持てる地域を単位とした選挙区の設定をすべきである。
- ・無投票当選が連続すれば、地域の将来をどうするか、山形県の将来をどうするかという議論が行なわれる機会が失われ、政治参加や政策形成への住民の関心・意欲を減退させるものと危惧する。代表制と選挙の意味をこれ以上形骸化させないためにも、少人数選挙区、特に定数 1 の選挙区は極力減らす方向で検討すべきである。
- ・飛び地を含む郡区だけでなく、他の選挙区についても、個々の選挙区の人口規模、人口増減の趨勢等を考えつつ、少人数区を減らす方向で検討すべきである。

- ・最近の衆議院議員＝国民代表選挙については、最高裁判例は格差が2倍を超えれば「違憲状態」としていることから、2倍を超えないことが必要である。ベストは、1.5倍あたりであろうが、2倍をこえると地域間の不公平感が一挙に上昇するので、1.5～2.0倍の範囲であれば妥当であろう。

(2) 無投票選挙区の抑止、投票率向上について

- ・無投票選挙区の増加の背景には、人口減少、市町村議会議員定数の削減等「なり手」不足を生む要因もあるが、これには特効薬はない。政党が全選挙区で人材を発掘し、候補者を立てるよう努力するしかないのではないか。
- ・地方議会や地方議員選挙への関心は一般に低い。地方議会の存在感を高める努力が必要で、そのためには例えば議会としての報告会を各地域で行ない、県政の課題等に関して市町村議会議員・地域住民とのコミュニケーションを活性化するような取組みも必要ではないか。
- ・住民の投票義務感は低下傾向にあって、大学教育以前の主権者教育の問題が重要になる。この点については、県議・市町村議が、教育委員会、高等学校・大学と連携して政治教育に取り組むことも重要であろう。

選挙区別定数試算表

〔試算条件：議員総定数を43とし、飛び地を解消した場合〕

選挙区	市町村	人口(H27. 10国調)		(総定数43(議員一人当たり人口 26,137 人…②))								
		市町村人口	選挙区人口(①)	配当基数(①/②)	議員定数(整数部分)	端数切上順位	人口比例の原則に基づく定数(A)	現在の定数(B)	増減(A-B)	人口比例の原則に基づく議員一人当たり人口(①/A)	ただし書き適用後の定数(C)	ただし書き適用後の議員一人当たり人口(①/C)
山形市	山形市	253,832	253,832	9.712	9	⑥	10	9	1	25,383	9	28,204
米沢市	米沢市	85,953	85,953	3.289	3		3	3	0	28,651	3	28,651
鶴岡市	鶴岡市	129,652	129,652	4.960	4	②	5	5	0	25,930	5	25,930
酒田市・飽海郡	酒田市	106,244	120,451	4.608	4	⑦	5	5	0	24,090	5	24,090
	遊佐町	14,207										
新庄市	新庄市	36,894	36,894	1.412	1	(⑩)	1	2	-1	36,894	2	18,447
飛び地解消① 寒河江市・西村山郡	寒河江市	41,256	81,435	3.116	3	(⑰)	3	4	-1	27,145	3	27,145
	河北町	18,952										
	西川町	5,636										
	朝日町	7,119										
	大江町	8,472										
上山市	上山市	31,569	31,569	1.208	1		1	1	0	31,569	1	31,569
村山市	村山市	24,684	24,684	0.944	0	③	1	1	0	24,684	1	24,684
飛び地解消② 長井市・西置賜郡	長井市	27,757	57,104	2.185	2		2	2	0	28,552	2	28,552
	白鷹町	14,175										
	小国町	7,868										
	飯豊町	7,304										
天童市	天童市	62,194	62,194	2.380	2		2	2	0	31,097	2	31,097
東根市	東根市	47,768	47,768	1.828	1	⑤	2	2	0	23,884	2	23,884
尾花沢市・北村山郡	尾花沢市	16,953	24,310	0.930	0	④	1	1	0	24,310	1	24,310
	大石田町	7,357										
南陽市	南陽市	32,285	32,285	1.235	1		1	1	0	32,285	1	32,285
東村山郡	山辺町	14,369	25,732	0.985	0	①	1	1	0	25,732	1	25,732
	中山町	11,363										
最上郡	金山町	5,829	41,001	1.569	1	⑧	2	2	0	20,501	2	20,501
	最上町	8,902										
	舟形町	5,631										
	真室川町	8,137										
	大蔵村	3,412										
	鮭川村	4,317										
	戸沢村	4,773										
東置賜郡	高畠町	23,882	39,633	1.516	1	⑨	2	2	0	19,817	2	19,817
	川西町	15,751										
東田川郡	三川町	7,728	29,394	1.125	1		1	1	0	29,394	1	29,394
	庄内町	21,666										
		1,123,891	1,123,891		34	9	43	44	-1	1.862	43	1.750

【基数計算の方法】

地方議会議員定数配分は、①まず、議員総定数を決め県内人口を議員総定数で割り「議員一人当たり人口」を算出し、②次に各選挙区の人口を「議員一人当たり人口」で割り整数部分を確定する。③さらに、議員総定数に達するまで、小数点以下が大きい選挙区から順次繰り上げる。(最大剰余方式)

※ただし書きを適用することにより格差が縮小する。

山形県議会定数等検討委員会 委員名簿

(平成 29 年 3 月 15 日現在)

委員長 坂本 貴美雄 (自由民主党)

副委員長 広谷五郎左エ門 (県政クラブ)

委員 加賀 正和 (自由民主党)

木村 忠三 (県政クラブ)

小野 幸作 (自由民主党)

船山 現人 (自由民主党)

※平成 27 年 9 月 30 日から平成 28 年 3 月 17 日まで

志田 英紀 (自由民主党)

今井 榮喜 (自由民主党)

後藤 源 (自由民主党)

※平成 28 年 3 月 17 日から

※正副委員長以外は議席番号順